

第七回 参議院農林委員會會議錄第四号

昭和二十五年二月十三日(月曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○農産種苗法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(楠見義男君) それでは只今から農林委員會を開会いたします。本日は農産種苗法の一部を改正する法律案を議題にいたしまして、最初に坂本政務次官から提案の理由を御説明を伺いまして、それから後で特産課長からこの法律施行後の実績等につきまして説明を伺うことにいたしたいと思つております。それでは坂本政務次官。

○政府委員(坂本實君) 農産種苗法の一部改正の提案につきましてはその理由を大略申述べたいと思つております。

農産種苗法におきまして、種苗はその重要な生産要素をなすもので、種苗の良否は直ちに生産の成否に重大な影響を及ぼすものであります。農産種苗法は、種苗のこの重要性に鑑みまして、各種種苗の品質の維持向上を図り、且つ優秀新品種種苗の育成を奨励助長することをその目的とするものであります。そのために一方において種苗業者の届出制を実施し且つ特に重要と認むる販売種苗に、種類、品種、生産地、採種年月、発芽率等を記載した保証票を添附せしめて取引の円滑と安全を期しますと共に他方において、優秀な新品種種苗を育成したものがある場合には農林大臣に申請してその登録を受け得る途を開いてあるであります。

一昨年三月本法施行以来、漸次その事業を実施いたしまして取締の面におきましては、種苗検査官により種苗業者の営業届出及び保証票の添付状況を検査し、又資料の採取による発芽率の検査等必要な取締を行なつて種苗及び種苗業者の改善に資すると共に、優良新品種種苗の登録事業におきましても種苗審査会におきましてすでに登録に決定いたしましたものが十五件に上つていく状況であります。

今般提案いたしました御審議を願います。改正は、これらの事業をますます合理的に推進いたしますために是非とも必要と考えられるものであります。これを御説明申し上げますと、第一に、優良新品種種苗登録の対象とすべき種苗は、取締のため保証票を添附せしめる必要のある種苗よりもその範囲を広くいたしまして、花類その他の種苗にも及ぼすべきであります。現行法の規定では両者が同一範囲となつており不都合を来しておりますので、これを改めるため種苗のうち保証票を添附せしむべきものは特にこれを指定いたしまして「保証種苗」といたそうとするものであります。

第二に、保証票には「種苗の生産地」を記載することとなつており、現行法ではその生産地の属する市町村名を記することに定められておりますが、市町村名を記することは技術的に実行困難で殆んど行われ得ない実情でありますので、これを改めて都道府県名を記載すればよいようにいたそうとするものであります。

第三に、新品種種苗登録の出願及び登録に際して、現行法ではいづれも無料となつておりますが、これにつきましては或る程度の妥当な手数料を納付するようにするのが適当と考えられるので、そのために必要な改正をいたしたいと考えるものであります。

以上、今般の提案にかかります改正につきましてその理由を申し上げた次第であります。

○委員長(楠見義男君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。それではこれから徳安特産課長からこの法律施行後の状況等に関する説明を伺うことにいたします。

○説明員(徳安健太郎君) お手許に差上げております昭和二十五年農産種苗法一部改正法案資料というものを御覧頂きたいと思つております。

この法律は二十三年の三月から施行いたすことになつておりますが、実はこの予算の定員が関係方面の了解が得られなかつたために、検査官の発令が非常に遅れまして、専任の検査官を発令いたしましたのが二十四年の五月にいたしてあります。従いましてこの検査の実績等につきましては、大体七月から十二月というものを挙げております。一応この資料の初からずつと簡単に御説明申し上げます。

先ず第一に農産種苗法第二條によります届出の状況でございますが、これにつきましましては現在のところ大体市町村長に届出しましてそれが農林大臣の方に送付して参つておりますが、約二万五千五百件あります。現在これをカード式に各府県別に整理をいたしまして取締の便に資したいということで整理をやつております。

それから次のページの種苗検査職員の問題でございますが、これは今申上げましたように検査官の発令が非常に遅れましたのであります。現在配置いたしましたのは、本省に専任の検査官二名、兼任六名、それから長期出張の形を以てしまして農林省の園芸試験場の本場、東北支場、東海支場、九州支場というようなところに専任が本場四名、各支場に二名、兼任が本場三名、各支場二名づつ配置いたしております。それから向本場及び各支場に検査室を設けて、そこで種苗の発芽試験なり検定試験を実施しております。向又府県の方に対しては十名を長期出張いたさせまして随時その各隣県等につきましても種苗の取締に任じておるわけでありまして。

次にこの本事業に伴う経費予算でございますが、二十四年度におきましては、先ずここに書いてありますように、八百八十七万九千円、二十五年度におきましては目下要求いたしておりますものは八百六十六万二千円でございます。この前年度より減りました理由につきましては、実は我々直接の当事者といましては、この事業をやつて行きます上に相当人もふやして貰いたい、又事業費も増額して貰いたいという要求を出したのであります。大蔵省の査定で相当削られました。前年度よりも減つております。併しながらこの減りました大部分というのは、検査事業費の中でも備品費でありまして、これは大体検査に用します発芽試験費或いは冷蔵庫、検微鏡その他の機械、器具でありまして、これらは二十四年度において一応検査が実施できるように整備いたしておりますので、この点につきましては検査事業費の削減につきましては、検査事業については支障は余り来たさないうことに相成るかと存じております。

次に種苗検査の概要でございますが、前に申上げましたように、一応二十四年度の七月から十二月というものを取りまして、先ず第一にやりましたのが、業者の届出ができていくかどうかということにつきましてはの検査を実施いたしました。大体全国で八県を除きましてあと三十八県いたしております。その中でもここに挙げました十八県につきましては全部をやつたわけではございません、一部をやつております。その他の所につきましては大体県が全部の種苗業者の届出等の有無につきまして調べたのであります。その結果につきましては、ここに書いてありますように、検査箇所四百五十二のうち、無届業者は二百十四で大体一五%であります。これはいずれも種苗法の公布施行を知らないものが大

部分であります。中にはここに書いてありますように三十年近くも卸販売を業としておりますが、税金の過重を避けるために届出を怠つたという例もあつたようであります。いづれにいたしましてもこれらにつきましては届出を履行するように検査官をして指導せしめております。

次に保証票を添附しておるかどうかという点に対する検査であります。これにつきましては全体で調査箇所が千四百五十二でありましたが、検査総点数が九千三百十一、完全添附いたしましたものが二千四百三十八、全体の二六・一％、無添附が四千九百六十九、五三・三％、記載の不備が千八百七十、二〇％、それから虚偽の記載をいたしたものが三四、〇・五％あります。で、この比率から見しても、無添附が過半数を占めております。これはまだこの法律の施行を知らんというものが非常に多かつたわけでありまして、記載不備の大半は生産地の府県名のみを記載いたしましていわゆる市町村名を書かなかつたのが大多数であります。いずれこれらにつきましては注意をいたしまして、尙悪質のものにつきましては嚴重な注意を發しました上に始末書を提出させております。この問題につきましては後程もう少し詳しく申上げたいと思ひます。

それから種子の検査でございますが、先ず第一にこのためには清潔歩合と発芽歩合を調べたわけでありまして、清潔歩合につきましては一応次のページに出しておりますように大体良好であります、九八％以上の好成績を示しておるものが多いでございます。ただそのうち仔細に検討いたしました

ずと、同種の成分でも未熟な種子とか、或いは発芽不能と考えられるような極小種子、虫害を被つた種子といふものを含んでおりまして、更に精選度の向上を要するものが大分あつたようであります。

次に発芽歩合でありますが、これにつきましては各種苗業者から採取しましたものを検査官が持帰りましてそれらを発芽試験をやつておるわけですが、ここに掲げました種類別検査の中、中程に「そらめ」とありますがこれが大根の間違ひでありますので御訂正願ひます。それから「きうり」の次に「かんらん」を一つ落してあります。「かんらん」の合計が百四件、それを合せてまして全体で千九百四十五件になっております。それでここに実は発芽の歩合を掲げておきませんでしたが、この点につきまして一応申し上げますと、大体採取しました蔬菜の種子の発芽率は、大部分のものにつきましては、大体我々の方で想定いたしております。例えば十字花科のものにつきましては八〇%、或いはその他のものにつきま

しても六〇%乃至七〇%という標準があるのですが、この標準に概ね近いということが言えるわけでありま
す。ただここで問題になりますのは、「たまねぎ」につきましては大体七〇%の標準に対して、全体で発芽率のその標準以上に行っておりますものが四五%、それ以下の発芽の非常に悪い不合格のものが五五%、それから「ねぎ」につきましては発芽の悪い不合格のものが四〇%、「ほうれんそう」につ
きましては更に悪くて六五%の不合格を出しております。それから「なす」につ
きましては五五%、「にんじん」と

ほう」というものは発芽率が非常に悪い。ございまして、我々の方といたしまして、今後取締をして行く上にこういう種子につきまして重点的に行ないたい、かように考えております。

それからこれらの違反事項に對しましては、試験の終了の都度各検査官から記載発芽率の訂正、又は必要に應じましては当該種子の売止を命じておりますが、更に発芽試験の結果は特産課長名を以ちまして個々に注意を促しております。

それから発芽試験に關連いたしました
が、品種の問題は圃場検定を受けなけ
ればなかつ分らないのでありますの
で、各國芸試験場及び支場に一定の圃
場を持ちまして圃場検定をやつてお
ります。それは「ほうれんそう」「つげな
大根等」につきましても試作を行なつて
おりますが、これにつきましては、一
十五年度から本格的な試作をやつて行
きたい、かように考へております。目
下「たまねぎ」の種子の検定につきま
して、九州の検査室で施行中でありま
す。

次に行政処分件数でありますが、これは検査施行いたしまして早々でありますので、種田法の普及徹底が十分でないと思われましますので、各検査官をしてこの普及徹底を図らしてありますが、違反事件はいずれもこれは司法処分に付しませんで行政処分に付しております。先ず無届営業者につきましては届出の励行を指導し、保証票の無添附及び記載不備につきましても完全添附を注意いたしております。又虚偽の記載につきましては記載事項の変更を命じておりますが、特に「ほうれんそう」につきましては相当悪質と認め

られるものが四件ありましたので、これらにつきましては、始末書を提出さしておきます。この問題をちよつと具体的に申上げますと、昨年の「日本ほうれんそう」の種子の採種が非常に悪うございまして、それで種苗業者の中で

「西洋ほうれんそう」の種子を播いた者がありますが、これは御承知の通り「日本ほうれんそう」は種子に「とげ」があらりますが「西洋ほうれんそう」には「とげ」がありませんですけれども、その中の二、三西洋品種につきましても「とげ」のあるものがありまして、これを混入いたしましたして「日本大葉ほうれんそう」というような全然品種のないような名前で売られて、その発芽が非常に悪かつたというような事例が相当ありましたので、愛知県の方に主任の検査官を派遣いたしましたして実情を調査いたしました。これにつきましては県の係官立会の上で業者を呼びまして始末書を取っております。

それから種苗検査が斯界に寄與いたしました事例をここに若干挙げておりますが、結局これは生産者が種苗業者から種子を買いました場合に、その種子の非常に間違つておるといふような事例がありますので、その点につきましては検査官がそれに対して必要があれば検定をいたしまして、その当該県の係官立会の上で業者が訴合を済めて解決したり、又は今解決の途上にあるものを挙げております。只今これにつきまして一つ例を申し上げますと袖奈川県におきまして、或る部落で永年種子をその地方の種苗業者から買つておつたわけでありましたが、昨年美濃早生大根の種子と称しまして約二十町歩の分を買つたわけでありましたが、とこ

ろがたま／＼その中の四町歩分は練馬系の大根でありまして、美濃早生大根は七月の末に播種いたしますが、一般の大根は大体八月の末が播種の適期となつております。ところが練馬大根を美濃早生大根と称してやつたものですから全部七月の末に播きましたところまでが、練馬大根は全部萎縮病に罹りまして全滅した。従つて四町歩分が收穫量に無になつた事例が起つております。これらにつきましてはその採種地域であります千草原に検査官を派遣いたしましたので、実情を調査いたしましたので、そしてこの検査官が生産者団体と種苗業者との間に或る程度の見舞金を出させまして解決をしたというような事例があります。

それから次に発芽試験法であります。が、実はこの蔬菜に限りませず一般の農産物の種子につきましても、まだ一つの体系付けられた学問としてのもののが成立しておらないのでございまして、幾多のいろ／＼の検査をやつて行きます上に技術的に解決しなきゃならん問題が多々あるのであります。でこれはアメリカにおきましてもまだ全部完成したわけではありませんが、アメリカは氣候が乾燥しておりますために発芽率が落ちるといふことが非常に少ないのでありますが、日本は濕氣が非常に多いために貯藏方法その他によりまして発芽率が急速に低下するといふような關係もありまして、今後いろいろ研究を進めて行かなければならぬと思ひます。ここに挙げましたものは例えば休眠期の關係から大根は採種いたしましたしてから七月一杯、「かんらん」につきましては採種いたしましたから九月の上旬までは発芽が不良な傾向が認め

められるのであります。又「ほう」につきましては発芽試験をやります場合に、光線がないと発芽しないといううなことが最近判明したのであります。これが、これらはいずれも個々の発芽試験、採種事業、或いは栽培法の改善等につきましては相当役立つ問題ではないかと考えております。

それからその次に委託の発芽試験件数であります。これは特に輸出等につきまして、先方の輸入業者から発芽試験の成績を添附せよといううなものがありますので、それらにつきましては委託を受けまして検査官の方で発芽率を記載いたしましたしてやつております。主としてこれを出しましたのは「たまねぎ」が主体であります。

それからその次の内であります。種苗検査実施に必要な調査研究、これは前に申上げましたように種苗検査につきましては相今後調査研究をしなきやならん問題が多々あるのであります。これにつきましては各園芸試験場及び支場におきまして、これらの点につきまして以下挙げましたような項目について検討を進めておるわけであります。

次に種苗の名称登録の問題でございますが、これにつきましては二十三年の三月からこの法律が施行になりましたので、この方は定員の関係もありましたので、委員を二十名任命いたしました。二十三年におきまして十月に第一回の審査会を開催いたしました。この審査員は大体国の試験研究機関の人と或いは地方の試験研究機関、又は大学或いは民間の有識者といううな人達のうちから、この権威のある方二十名を選びまして総理大臣から任命して

貰っておりますが、現在一人欠員になっております。この問題は特に非常に慎重を要しますので行政に携わっております。我々は審査員の中には入りませんが、本當の権威者という方だけをお願いいたしております。でこの種苗名称登録につきましては、二十三年の十月に第一回を開きまして現在までに四回開催しております。大体一年に一月と六月ということにいたしております。

これによつて登録の実績を申上げますと、輸出願件数が全部で六十九件で、この外に現行法では登録対象とされておられません「すいか」二件がありまして登録いたしましたものは「りんご」の「陸奥」、特にここに三年、五年、五年と書いてありますが、これはこの農産種苗法で三年から十年という一つの期限がありましてその間はこの名称で外の人は売れないということになっておりますが、その年数は審査会でそのものに決めて行くことに相成っております。その「りんご」につきましては「陸奥」は三年、登録を取りましたのは青森県の果樹試験場、「つげな」は「広葉」かつな「五年」、これは福岡市箱崎町の木村半治郎、「かぶ」は「改良博多かぶ」五年、これも同人といううことで、現在登録になっておりますのは三つありますが、最近行いました審査会において決定いたしましたので、目下農林大臣に答申中のものが十二件あります。ここに書いておきますのであります。それは新系統と認められなかつたものは三十八件ありまして、これらはいずれも認められないということをお本人に通知いたしております。次に目下審査会

行中のものとしたしましては十六件あります。これらにつきましてはその申請のありましたものを栽培してみるとか、或いは調査に参りまして調査するといううことによりましてこの次の審査会において可否を決定することに相成っております。

次に今度の法律改正に伴いまして農林大臣の指定する種苗の種類の問題であります。ここに挙げましたものの中で「印」をやつておりますものは現行法で指定されておるものであります。これらはこの今回の改正におきましてできませんならば取締りいたしました。が、新品種としての登録の審査ができるというものは、ここに挙げました「スカーレット・コーン」「ちしや」「セロリ」「とうがらし」「こもちゃんらん」その他「〇」のついていないものは全部であります。

果樹につきましては同じく「かんきつ」「以下〇印のついております」「おうとう」とか七品目について新品種の登録ができるようにいたしたい。それから第三の花類につきましてはこれは非常に沢山のあれになります。百四十三でございます。ここに種類を挙げておりますが、この種類の中にも又いろいろ品種がありますので非常に沢山の品種がございます。これらにつきましては取締りいたしません。新品種の登録に加えて行きたいといつた種類でございます。以上簡単にございまして、検査並びに新品種登録の概要につきまして御説明いたしました。

尚参考のために第一回に新品種として登録いたしました「りんご陸奥」の写真がございまして、これは昭和五年に

青森県の「りんご」試験場で「ゴールド・デ・リッシュヤス」と「インド」を掛け合せまして作り出したのであります。割合丸みを帯びております。これは特徴といたしましては非常に貯蔵がきくこととでありまして、品質も非常に優秀でございます。これが農林大臣の品種登録の第一号になったわけでありまして。

○委員長(楠見義男君) それではこれから質疑に入りますが、改正法案なり或いは只今特産課長から説明せられまして施行の状況なりなんなり結構であります。から御質疑を始めて頂きたいと思ひます。

○羽生三十七君 この法律を実施するようになつてから日が浅いのでまだ結論なんが出すことは無理かと思ひますが、その検査の施行するようになつてから今までもよいといふか悪いといふかいうような声いろいろ民間から出て来ておるのですか。

○委員長(楠見義男君) 特産課長は政府委員ではあります。説明員でございますけれども御答弁することについて包括的の御承認を頂きたいと思ひます。

○説明員(徳安健太郎君) 只今の御質問でございますが、初は種苗業者の中からまあ実際に行われるかどうかといううことに対して非常に軽い気持ちでおつたようでございますが、最近検査官が重点的に検査を始めましてからこれは成る程しつかりやらなければならぬといううな声が各所に起つております。我々の間におきましてこれと同時にやはり生産者団体が購入いたしました場合にこれをしつかり一つ徹底して貰いたいということ、指導通等につ

きましてこの点についていろいろ注意をお願いいたしておるわけでありまして。

○羽生三十七君 生産者団体の方からまだそんなところまで段階に行つていないのでしようね。

○説明員(徳安健太郎君) 前にも説明を申上げましたように生産者団体の方から実はこういう問題が四件ばかり提起されて来たわけでありまして。そこで我々の方で検査官を派遣いたしました。それらの解決を図つておるようなわけでありまして。

○羽生三十七君 先程の事例ではまだ分りにくいのですが、例えば民間の種苗業者以外に国立なり県立の試験場自体が何かそういう種苗を民間に売出すとか何とかいうこともあり得るわけでありましてか。

○説明員(徳安健太郎君) あり得るわけでありまして。

○羽生三十七君 そのパーセンテージはどうでありますか。一般のもの……。

○説明員(徳安健太郎君) 現在登録いたしました、又登録申請中のものが十五件でございますが、その中で青森の「りんご」試験場のものが二件でございます。あとは全部民間でございます。

特に今度の審査会で私傍聴いたしました時に、「かんきつ」でやはり静岡県の農事試験場から申請がありましたけれども、これはやはりこれを発見した人が民間の人でありますので、試験場からのあれを取下げさせまして、民間の種苗業者に登録させるということにいたしました。

○小川久義君 特産課長のお話を聞いても、施行日が浅いためもあるかうまく行つておらんのが実情であると思ひ

れますけれども、大体その育成したものに與えられるわけです。従つてやはりそういう場合には、その育成した本人、試験場なら試験場、或いは本人にこれを與へて行くことがやはりこの制度の趣旨から申しますと適当じやないかと、こう考えております。

○羽生三七君 その場合に登録は試験場なら試験場がやつて、売るのは業者がやつても自由なんですか。

○政府委員(藤田盛君) 先程申し上げましたように、従つて登録は試験場が受けて、併し販売権はそれは試験場が他の適当な種苗業者にこれは相談をして、つまり他のものは、この登録を受けたものの許諾がなければ販売できないわけです。そこで相談をして販売しておる、こういう実情なんです。それで大体支障はないのじやないかと、必ずしも育成した試験場以外の種苗業者が登録する必要もないじやないか、こういうふうに思ふわけです。

○委員(楠見義男君) ちよつと申し上げますが、議運の方から速記を割愛して呉れという再三の要求がございますので、誠に遺憾ながらそちらに割愛をいたしますから御了承願います。

午後二時二十分速記中止

午後二時四十二分速記開始

○委員(楠見義男君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後二時四十三分散会

出席者は左の通り。

委員 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
藤野 繁雄君

委員

池田宇右衛門君

柴田 政次君

赤澤 與仁君

徳川 宗敬君

山崎 恒君

岡村文四郎君

小川 久義君

政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 藤田 巖君

(農政局長)

農林事務官(農政局特産課長) 徳安健太郎君

二月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案

家畜保健衛生所法案

(設置)

第一條 家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、都道府県が設置する。

第二條 家畜保健衛生所の位置、名称及び管轄区域は、條例で定める。

第三條 家畜保健衛生所には、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字を用いなければならない。

第二條 都道府県は、家畜保健衛生所を設置しようとするときは、農林大臣の承認を得なければならない。

(事務の範囲)

第三條 家畜保健衛生所は、第一條第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。

一 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事務

二 家畜の伝染病の予防に関する事務

三 家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事務

四 家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務

五 寄生虫病、骨軟症その他農林大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事務

六 地方的特殊疾病の調査に関する事務

七 その他他地方における家畜衛生の向上に関する事務

(家畜保健衛生所の利用)

第四條 都道府県知事は、條例の定めるところにより、獣医師に家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

(農林大臣の権限)

第五條 農林大臣は、地方における家畜衛生の向上を図るため必要があるとき、都道府県知事に對し、家畜保健衛生所の運営に關して必要な事項を命じ、及び必要な報告を求めることができる。

(名称の制限)

第六條 この法律による家畜保健衛生所でないものは、その名称中に「家畜保健衛生所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(国からの補助)

第七條 国は、家畜保健衛生所に要する経費に對し、毎年予算の範囲

内で、都道府県に、創設費及びこれに伴う初年度調弁費並びに職員に要する経費の二分の一以内の補助金を交付することができる。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第六條の規定は、昭和二十五年七月一日から施行する。

二月十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、農民の保有米確保に関する請願(第六〇六号)

一、土地改良事業費、災害復旧事業費、農産物補助増額等に関する請願(第六二二二号)

一、蘭並びに生糸価格安定制度設定の請願(第六一七号)

一、蚕業技術員の身分安定に関する請願(第六一八号)

一、農業災害補償制度強化に関する請願(第六二二二号)

一、岩手県米崎村開拓事業認定に関する請願(第六二二八号)

一、浜田港に家畜検疫機関設置の請願(第六四三三号)

一、鹿児島県石川町内国営山林砂防工事継続施行に関する請願(第六四六号)

一、蘭並びに生糸価格安定制度設定等の請願(第六五五五号)

一、蘭並びに生糸価格安定制度設定の請願(第六五六六号)

一、蚕業技術員の身分安定に関する請願(第六五七号)

一、換地処分事務取扱及び国庫補助増額に関する請願(第六六四号)

一、農地改革切反対に関する請願(第六八四号)

一、北海道の土地改良事業に関する陳情(第一一四号)

一、肥料配給機構の合理化に関する陳情(第一一九号)

第六〇六号 昭和二十五年一月三十日受理

農民の保有米確保に関する請願

請願者 大阪府北河内郡門真町 河北労働組合協議会内 館山猛

紹介議員 板野 勝次君

大阪府北河内郡下の本年度産米は、いもち病、めい虫、うんか等の被害によつていちじるしく減少し、政府の補正額では供出はもと論保有米さえ確保できない実情にあり、また農村出身者を多く有する郡下各工場、会社等の労働者にも多大の不安を與えているから、保有米を確保するため必要な処置を採られたとの請願。

第六一三三号 昭和二十五年一月三十日受理

土地改良事業費、災害復旧事業費、国庫補助増額等に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡上郷村 上郷水害予防組合内 岩田 一郎

紹介議員 中野 重治君 板野 勝次君

新潟県西蒲原郡は重ねん土質の濕田が多く、かつ、積雪多雨の氣候條件のため、土地改良施設に多額の経費を要するが、これに對する所得税が耐用年数によつて原価償却の計算で算出決定されては、疲弊にあえく農民はその負担に堪えないから、(一)土地改良、災害復旧

に對する予算を最大限に増額し全額國庫負担すること、(二)耕地整理費、水利組合費等の賦課額は全額必要経費として認めること等の処置を採られたとの請願。

第六一七号 昭和二十五年一月三十一日受理

請願者 奈良市登大路町八奈良 泉販売農業協同組合連合会長 上田熊三

紹介議員 中野 重治君 板野 勝次君

蚕糸の統制撤廃後繭の価格は極めて不安定であるため農家は安心して養蚕を行うことができない実情であるから、すみやかに繭ならびに生糸価格安定制度を設定せられたいとの請願。

第六一八号 昭和二十五年一月三十一日受理

請願者 奈良市登大路町八奈良 泉販売農業協同組合連合会長 上田熊三

紹介議員 中野 重治君

蚕業技術員設置費は、蚕糸の統制撤廃の結果実質上養蚕者の負担となつてゐるが、養蚕者の支出は非常に困難な実情にあるため技術員の身分を不安定にし、繭の生産に支障をきたしている実情であるから、至急技術員の身分安定の処置を講ぜられたいとの請願。

第六二一号 昭和二十五年一月三十一日受理

農業災害補償制度強化に関する請願

請願者 香川県高松市北浜町六五ノ一香川農業共済組合連合会長 飛多宇市外十九名

紹介議員 島村 軍次君 駒井 藤平君 宇都宮 登君 藤野 繁雄君 岩町 仁藏君 野田 俊作君 久松 定武君

農業経営の安定を図り農業の再生産を堅持するためには農業災害補償制度の運用にまつところが大きいから、本制度の強化を図るため、(一)農家の共済掛金負担を大幅に軽減すること、(二)農業共済組合職員を二名に増員しその費用は全額國庫負担すること等の処置を採られたいとの請願。

第六二八号 昭和二十五年一月三十一日受理

請願者 岩手県米崎村開拓事業認定に関する請願者 岩手県米崎村開拓事業協同組合 長理事 島村佐一外一名

紹介議員 千田 正君

岩手県米崎村は、農家戸数五百四十三戸、人口三千三百余の人口稠密な農村で、農家の平均耕作面積は、田畑併せて五反歩強という実情で、その経営は困難を極めていた。しかるに、さきに民有国有併せて百二十町歩に上る山林の解放を受け、健全農家の育成に努めているにもかかわらず、いまだに、開拓事業の認定がないため、事業の促進に大きな支障を與えているから、すみやかに本開拓事業を認定せられたいとの請願。

第六四三号 昭和二十五年一月三十一日受理

請願者 島根県浜田市市長 岡本 俊人外二名

紹介議員 宇都宮 登君

島根県浜田港は、将来その地理的位置から、韓国および中国との貿易港として発足することは必然であり、既に木材等の中国向輸出は相当量に達している。しかるに現在密貿易は嚴重に取締られてゐるにもかかわらず、牛皮その他の畜産物が多量に密輸入せられてゐるが、検疫機関のないために経路不明の病気が発生している現状であるから、家畜伝染病防止のために、本港に検疫機関を設置せられたいとの請願。

第六四六号 昭和二十五年一月三十一日受理

請願者 鹿児島県岩川町内国営山林砂防工事継続施行に関する請願者 鹿児島県岩川町 長 吉瀬寛外二名

紹介議員 水久保基作君

鹿児島県岩川町は、全町が厚層火山灰土からなる高原地帯なので、雨水、地下水、河川流水等による土床の浸蝕が急かつ突発的で、しかも極めて大規模にわたるため、毎年のように山林、耕地の破壊が続く、その被害も、八百六十町歩に及んでいる。幸い昭和二十三年度において、農林省直轄砂防工事が施行せられるようになり著々工事進捗よく中のところ、昭和二十四年六月のデラ台風に続いた三回にわたる猛烈な暴風雨により、折角進捗よく中の流域に

相当な崩壊箇所を生じたため、今後の工事継続が困難を予想される現状であるから、実状調査の上、すみやかに風水害復旧ならびに災害防止工事の完成を図られたいとの請願。

第六五五号 昭和二十五年一月三十一日受理

請願者 広島市双三郡十日町 小谷傳一外三千四百八十六名

紹介議員 岩本 月洲君

蚕糸の統制撤廃によつて、繭の価格は変動はなほ大きく、常に不安定であるため農家は安心して養蚕を行ひ得ない実情にあるから早急に生糸価格安定制度を設定せられたい、また蚕業技術員設置費は、統制撤廃の結果実質上養蚕者の負担となつてゐるので、技術員の身分を不安定にし、繭の生産に支障をきたしている現状であるから、これまた早急に身分安定の処置を講ぜられたいとの請願。

第六五六号 昭和二十五年一月三十一日受理

請願者 山梨県西山梨郡山城村 西油川 遠藤勉造外一万九千三百四十六名

紹介議員 小野 哲君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第六五七号 昭和二十五年一月三十一日受理

蚕業技術員の身分安定に関する請願

請願者 山梨県西山梨郡山城村 西油川 遠藤勉造外一万五千八百四十五名

紹介議員 小野 哲君

この請願の趣旨は、第六一八号と同じである。

第六六四号 昭和二十五年二月一日受理

請願者 長崎市樺島町又三五第一長崎県指導農業協同組合連合会内長崎県開拓協会内 本多武夫

農地改革の促進上耕地整理地区の換地処分計画が実施せらるることになり急速にその態勢を整備するの必要に迫られてゐるが、換地処分事務の取扱に於いて、確定測量の実施、確定各筆請書の作成、知事宛申請書その他の書類の作成、現在まで長崎県開拓協会が代理施行してきたから、今後、従来通り政府自ら行うことなく、民間団体において、自主的に施行せしめるよう取り計はられるとともに、換地処分事業費に對する國庫補助金は反当り二百五十円以上面積千五百五十八町分交付されたいとの請願。

第六八四号 昭和二十五年二月二日受理

請願者 東京都千代田区大手町一ノ五農地委員会全国協議会内 島正仁外二十五万八千三百六十二名

紹介議員 門田 定藏君

農地改革打切反対に関する請願

農地改革打切反対に関する請願

政府は自作農を創設したことによつて農地改革打切を企図しているが、眞の農村民主化は徹底せる農地改革の上に、また農業経営の合理化は徹底せる農地改革を経てはじめて達成できるものであるから、(一)自作農創設特別措置法、農地調整法の改正、(二)農業委員会の設置、(三)小作料、農地価格の値上げ、(四)農地改革の予算削減等の諸政策に反対し、第二次農地改革の積極的總仕上げの実施を要望するとの請願。

第一一四号 昭和二十五年一月三十日受理

北海道の土地改良事業に関する陳情

陳情者 札幌市北四條西一北海道

農耕地改良協会内 岡村

文四郎外一名

幾多の特殊性を有する北海道の土地改良事業助成のため、(一)助成金の増加、(二)土地改良用資材製造業者に対する低利資金のあつ薦、(三)土地改良用資材輸送に要する貨車の優先配車、(四)酸性土壌きよう正用岩酸石灰製造工場に対する電力増配、(五)炭酸石灰製造工場に対する設備、改善資金の融資、(六)幹線排水事業の国営、(七)植林事業の拡充強化等の処置を講ぜられたいとの陳情。

第一一九号 昭和二十五年一月三十日受理

肥料配給機構の合理化に関する陳情

陳情者 大分県議會議長 安部雅

也

農業生産の最も重要な基本資材である肥料は、現在肥料配給公団により消費者に配給されているが、現行公団制は農民の意思を無視した官僚的統制方式

であり、高額な流通費用はいたずらに消費者の不当なる負担を加重しているから、これが流通機構の合理化を図るため、すみやかに農民の意思を自由に反映し得る配給機構を樹立せられたいとの陳情。

昭和二十五年二月二十二日印刷

昭和二十五年二月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁